

第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

1 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1) 乳児家庭の全戸訪問（こんには赤ちゃん事業）等

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」（2010（平成22）年7月現在、1,561市区町村で実施）や、養育支援が特に必要な家庭を訪問し養育に関する相談、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う「養育支援訪問事業」（2010年7月現在、1,041市区町村で実施）を推進するなどにより、子育て家庭に対する切れ目のない支援を行っている。

特に、養育支援訪問事業では、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を対象とし、早期からの支援を行っている。

2) 地域子育て支援拠点の設置促進

身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう、「地域子育て支援拠点事業」を促進しており、

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、
- ②子育て等に関する相談・援助の実施、
- ③地域の子育て関連情報の提供、
- ④子育て及び子育て支援に関する講習、を基本事業として取り組んでいる。

具体的には、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗等において実施する「ひろば型」、保育所等において実施する「センター型」、民営児童館において実施する「児童館型」の3つの類型により事業展開を図っており、それぞれ特色を活かした取組を行っている。

特に「ひろば型」においては、基本事業に加えて機能の拡充を図っており、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を実施すること等で、「ひろば型」の施設を中心とした関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭によりきめ細かな支援を行うこととしている。

このような地域における子育て支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、情報を交換し学び合う地域子育て支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。

このような認識から、「NPO法人子育てひろば全国連絡協議会」が組織され、子育て支援者の資質向上に向け、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

また、幼稚園が、地域の実態や保護者の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすため、例えば、子育て相談の実施、子育てに関する情報の提供、未就園児の親子登園の実施、保護者同士の交流の機会の提供、園庭・園舎の開放、子育て公開講座の開催、地域の子育てサークル等との交流などの子育て支援活動を実施する際に支援を行っている。このような子育て支援活動を実施している幼稚園の割合は、2009（平成21）年度現在、約82%になっている。

第2-3-1表 地域における子育て支援拠点の整備状況

| | 2009年度実績 | 2010年度実績 | 2011年度実績 (交付決定ベース) |
|-----------|----------|----------|-----------------------|
| 地域子育て支援拠点 | 5,173か所 | 5,440か所 | 5,722か所 |
| ・ひろば型 | 1,508か所 | 1,906か所 | 2,132か所 |
| ・センター型 | 3,470か所 | 3,192か所 | 3,219か所 |
| ・児童館型 | 195か所 | 342か所 | 371か所 |

出典：厚生労働省資料

3) ファミリー・サポート・センターの普及促進

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。2011（平成23）年度は669か所で実施されている。

また、2009（平成21）年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業（病児・緊急対応強化事業）を行っている。2011年度は106か所で実施されている。

（2010年度末現在の会員数：援助を受けたい会員352,683人、援助を行いたい会員114,818人、両方会員39,889人、活動実績1,589,305件）

4) 一時預かり、幼稚園の預かり保育

（1）一時預かり事業の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりサービスに対する需要に対応するため、一時預かり事業を実施している（2010（平成22）年度実施か所数：6,366か所）。

（2）幼稚園における預かり保育の推進

幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の

前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。近年の女性の社会進出の拡大、都市化、核家族化などを背景として、多様化する保護者のニーズに伴い、「預かり保育」への要望が増加していることを受け、2008（平成20）年3月には幼稚園教育要領を改訂し、教育活動として適切な活動となるようその充実を図った。

2010年6月現在、「預かり保育」を実施している幼稚園の割合は、約75%になっている。

5) 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

（1）商店街の空き店舗の活用

かつて地域経済の中心であった商店街は、近年、事業環境の変化により停滞傾向にあり、空き店舗の増加等が顕著になっている。商店街の活性化は、地域経済の活性化、地域コミュニティの形成にとって重要な要素であることから、空き店舗等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進することにより、商店街の活性化を図っている例が見られる。

（2）小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

近年、少子化に伴う幼児児童生徒数の減少等により、学校施設において、クラスルーム等の普通教室としての利用以外にも様々な用

途に活用できるゆとりが生じている。学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあることから、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいと考えられる。

このため、小中学校の余裕教室や幼稚園等を地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場として活用することは有効な選択肢の一つと考えられる。

具体的な取組としては、国庫補助を受けた公立学校施設を転用する際の財産処分手続の大幅な弾力化や、活用事例を紹介したパンフレット作成等により、余裕教室等の有効活用を促している。

6) 子育て総合支援コーディネーター

現在、各市町村において様々な子育てを支援する事業が展開されているが、利用者にとっては、どこに相談したらよいのか、具体的な事業内容がどのようなものかなど、情報を把握する手段が多岐にわたりの確かな情報を得られにくい状況にある。

こうしたことから、一時預かりや地域子育て支援拠点事業等の地域における多様な子育てを支援する事業の情報を一元的に把握し、利用者への情報提供等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、市町村の責務として位置づけられている。

これにより、個々の子育て家庭がその状況に応じた適切な事業を選択し、利用することを促進するとともに、市町村管内の子育て支援事業の実施状況が十分かどうか地域住民に開示されることにより、市町村におけるサービス供給体制の整備が推進されることが期待されている。

こうした取組をさらに推進するため、2009（平成21）年には、親の子育てを支援するコーディネーター等を養成するための次世代育成支援人材養成事業を創設した（事業の詳細は

「NPO活動等の地域子育て活動の支援」の項を参照）。

2 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

1) NPO活動等の地域子育て活動の支援

子育てやしつけに関する悩みや不安を解消するためには、子どもを持つ親と地域の子育て経験者が交流する機会を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりが重要である。

このため、友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

また、2009（平成21）年には、親の子育てを支援するコーディネーターや地域の子育て支援事業に参画する人を養成するため、次世代育成支援人材養成事業を創設した。具体的には、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす人や、地域の子育て支援事業の担い手となる人に必要な理解や知識などを得るための研修を実施しており、2011（平成23）年には全国73か所で実施されたところである。

2) 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用品子育て支援事業を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時の子どもの見守り活動や公園の遊具の安全点検、親子やお年寄りとの交流機会の提供、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、子どもを地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

3) 企業参加型の子育て支援

現在、地方公共団体においては、企業の協賛を得ながら子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「企業参画型の子育て支援事業（パスポート等事業）」の取組や親子や子どもを対象としたイベントや学習会開催等の「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」の取組を推進している。